

○資格情報の登録遅れへの対応案②（保険証からマイナンバーカードへの移行時）

① 事業主がマイナンバーの業務を外部委託しているケースなどで、加入者情報の中間サーバーへの登録が遅れる場合には、保険者において、加入者からの申請に応じて、保険者名、保険者番号、被保険者記号・番号、2桁番号、カナ氏名、性別、生年月日、負担割合等を記載した「有効期間付きの保険証」を交付する。

※1 保険証の有効期間は、例えば20日～40日など現場の実態を踏まえて検討する。

※2 協会けんぽでは、申請に応じて、日本年金機構で現行と同様の「被保険者資格証明書」を発行する（有効期間は要検討）。

※3 「有効期間付きの保険証」は、事業主が保険者の委託を受けて交付することも可能とする。事業主では、被保険者記号・番号と2桁番号の記載の付番ルールについて、あらかじめ保険者と共有した上で、発行した記号・番号を保険者に事後に登録する。なお、事業主が事業主名で加入者を雇用している旨の証明書を発行する方法の場合、第三者がその証明書の真偽を確認する手段がなく、保険者に加入しているかどうかを確認できないため、事業主が保険者の委託を受けて保険証を発行する方式とする。

② 医療機関・薬局の窓口では、マイナンバーカードの氏名、性別、生年月日、写真を確認した上で、「有効期間付きの保険証」の資格情報により、新保険者にレセプト請求する。

※4 医療機関・薬局で、マイナンバーカードのオン資格確認時に「該当者が見つかりません」となった場合で、患者が「有効期間付きの保険証」を持っていなかった場合、現行の保険証の不所持と同様、患者が保険給付の7割分を負担した上で後日精算となる。旧保険者での資格情報の喪失が反映されておらず、旧資格情報が表示された場合、患者の「有効期間の保険証」を確認した上で、旧資格情報に基づき、レセプト請求を行う（要調整）。

③ 支払基金・国保中央会では、レセプト受付時に資格確認を行い、新保険者の資格情報が未登録により確認できなかった場合でも、医療機関・薬局にはレセプトを返戻せず、レセプトに記載された新保険者に送付する取扱いとする。